

令和 8 年度秋田県公営企業プロモーション業務委託 仕様書

1 業務名

令和 8 年度秋田県公営企業プロモーション業務

2 業務の背景と目的

秋田県公営企業が運営する電気事業は令和 8 年度に設立 70 周年、工業用水道事業は設立 55 周年を迎える。

本業務はこれを節目に、公営企業が運営する水力発電や工業用水道の社会的意義や魅力を県内外の企業や住民に広く認知してもらうとともに、次世代を担う子どもたちへの教育的価値等を提供し県民の親近感・信頼感の醸成を図る。

(1) 電気事業

再生可能エネルギー（水力）の価値を伝え、法人向け再エネプランの加入を促進するほか、事業理解を深め公営企業採用志望者の増加を目指す。

(2) 工業用水道事業

安価・良質・安定供給という強みを県内外企業へ訴求し新規ユーザーの獲得を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 業務内容

(1) PR 動画制作及び情報発信

「受け手が価値を感じる」内容でのクリエイティブ制作・発信を行うこと。

① PR 動画制作

- ・電気事業、工業用水道事業それぞれ 5 分程度の PR 映像を 1 本ずつ制作すること。制作にあたっては、各事業を広く周知できる内容とし、事業ごとに以下を主眼とすること。
 - 電気事業
主に県内外の企業経営者や県民向けに、発電のしくみや再エネ等の説明、再エネ水力 100%電力プラン活用による企業価値向上、70 年続く安定経営の PR、仕事内容の紹介。
 - 工業用水道事業
主に県内外の企業経営者向けに、工業用水のしくみ等の説明、工業用水のコストメリット・水質・供給安定性、既存ユーザーのコメント、供給可能立地エリア等の紹介。
- ・動画の出演者は県と受託者が協議して決定する。タレント等を起用することやイラスト等を使用したアニメーション映像とすることも可能とし、タレント等を起用する場合やアニメーション映像とする場合は、動画の公開、使用又は複製に関して条件が付されないものとする。また、二次利用が可能なものとする。
- ・流行等に左右されにくい、長期間活用することが可能な内容とする。
- ・制作する動画について必要な撮影等の映像調達や映像制作を行うこと。なお、その場合、撮影に係る肖像権・著作権処理を行うこと。
- ・インパクトのある映像やキーワード、BGM 等を活用し、視聴者の心をつかむ工夫を施すこと。

- ・出演者や撮影場所等については、事前に県と十分な連絡調整を行うこと。
- ・撮影に際し使用料、出演料、謝礼等が発生する場合は、受託者の負担とする。また必要に応じ、県が保有する既存の映像・画像等を使用することを認める。
- ・動画には必要に応じてナレーション、字幕・テロップ、BGM等を付加し、音声聞き取れない場合でも主な内容を把握できるよう工夫すること。
- ・動画の解像度はフルHD以上とし、画面縦横比は16:9または9:16とすること。
- ・YouTube掲載用のサムネイル画像を作成すること。
- ・動画の初校は令和8年9月末を目安に提出すること。
- ・動画完成までの過程において打合せを十分に行うこと。
- ・動画完成後県が指定するYouTubeチャンネルに動画をアップロードすること。
- ・上記のほか動画の構成等については、県と受託者が協議して決定する。

② 動画コンテンツ編集

- ・制作した動画素材を次に示すターゲットごとに最適化し、計3本のショート動画（15～60秒程度）に編集すること。
 - 県内外の企業向け（電気事業、工業用水道事業の計2本）
県内への進出を検討する企業や県内企業の経営層、CSR担当者
 - 一般県民・児童向け（電気事業 1本）
家族連れ（特に小学校以下の児童を持つ保護者）、環境意識の高い県民

③ SNS等を活用した情報発信・広告運用

- ・上記で制作した動画・画像等の素材を活用し、広告媒体（ディスプレイ広告、SNS広告、YouTube、検索連動型広告等）で情報発信を行うこと。
- ・広告の出稿期間は2週間以上、出稿回数はそれぞれの媒体で2回以上出稿するものとする。
- ・仕様書「7 目標値（KPI）」に定める各目標値の達成及び事業効果の最大化を図るため、各ターゲット層（県内外の企業、一般県民・児童等）の利用動向に合わせた効果的な発信スケジュールや広告媒体を検討すること。
- ・各ターゲットに最適化されたクリエイティブや表現を用いて、認知拡大と理解促進に繋がる効果的な情報発信について提案を行うこと。
- ・広告等から誘導する遷移先は、原則として県が指定する「美の国あきたネット」内のページとする。ただし、より高いプロモーション効果や事業理解の促進が見込まれる場合は、特設ランディングページ（LP）等を制作して遷移先とすることも可とする。特設LP等を制作する場合は、「美の国あきたネット」上での公開を前提とし、HTML、CSS、画像等から構成される静的コンテンツとして構築すること。
- ・本業務における各種情報発信について、アクセス数の推移や閲覧者の反応等を定期的に測定・分析し、報告書を作成すること。また、分析結果を踏まえた効果検証、および次年度以降の公営企業プロモーションに活かせる具体的な改善点の提案をあわせてまとめること。

④ その他（共通事項）

- ・PR動画制作及び情報発信事業の核となる「コンセプトテーマ」および「キャッチフレーズ」を提案すること。また、その言葉に至った背景及びなぜその言葉がターゲットに刺さるのかの根拠を企画書内に明記すること。

- ・キャッチフレーズが動画内及び情報発信時のビジュアルにどのように配置されるか、モックアップを提示すること。

(2) イベント出展内容の企画及びノベルティの制作

① 県内におけるエコ関連イベントへブース出展する際の展示内容の企画

- ・次に示すような体験型展示物を制作すること。
 - 利用者の操作（人力）等によって、水車発電機の挙動や電気の発生などにより水力発電所のしくみが万人に理解できるような体験型の展示物であること
 - イベント来場者の目を引くものであること
 - 外部電源が必要な場合は、屋外展示を考慮した電源供給方式とすること
 - 容易に運搬可能（ミニバンに車載可能なサイズ及び重量）で、可能な限り軽量かつ堅牢な構造とすること
 - 制作費は概ね 100～150 万円程度のものであること

(参考：出展予定イベント)	
イベント名称	あきたエコフェス
実施日	令和 8 年 10 月 10 日（土）、10 月 11 日（日）
実施場所	秋田駅前大屋根通り、アゴラ広場及び近隣会場

② ブース来場者に配布するノベルティの企画・制作

- ・両事業の認知度向上やイベントへの集客に資する等のノベルティを制作すること。
- ・数量：1,000 個（単価 500 円／個 程度を想定）

(3) 発電所カードの制作

- ・電気事業 70 周年を記念する発電所カードの特別版を制作すること。
- ・変形判（縦 88mm×横 63mm）、両面カラー印刷、角丸加工
- ・金刷りなどの特殊印刷あり
- ・数量：500 枚

5 成果物

(1) PR 映像データ（マスター版、広告用分割版） 1 式

- ・完成動画（MP4 形式）及び情報発信等のために作成した動画・画像データ（MP4、JPEG 形式等）を納品すること
- ・動画・画像データは光学メディア（DVD-R 等）または USB メモリに収録して納品すること

(2) 広告運用・情報発信結果報告書 1 部

(3) 体験型展示物 1 台

(4) ノベルティ 1,000 個

(5) 発電所カード 500 枚

6 業務遂行上の留意事項

- ・「誰に・何を・どう伝えるか」を意識し、独創的かつ効果的な手法を提案すること。
- ・情報発信においては、配信途中の反応を確認し、クリエイティブの微調整を行う等の PDCA サイクルを回すこと。
- ・県の担当部署や既存の広報チャンネル（HP、公式 SNS）と密に連携し、相乗効果を狙うこと。

7 目標値（KPI）の提案について

本業務における成果目標（KPI）については、本県公営企業の目指す姿を効果的に達成するため、提案者がこれまでの知見や実績に基づき、最も効果的かつ実現可能な数値を企画提案書において設定・提案すること。

提案にあたっては、以下の最低基準を満たした上で、意欲的な数値を提示すること。

(1) 最低基準数値

- ・ SNS 広告インプレッション数 合計 100,000 回以上
- ・ イベントでのブース訪問者数 延べ 500 人以上
- ・ 遷移先ページへのリンク遷移数

提案者において合理的かつ意欲的な数値を設定すること。

(2) 提案における必須記載事項

設定した各 KPI 数値について、企画提案書に以下の要素を明記すること。

- ・ 算出根拠・ロジック
ターゲット層の推計値、過去の類似事例、広告シミュレーション等に基づいた合理的な根拠。
- ・ 達成のための具体的アプローチ
設定した目標を確実に達成するための手法（ターゲティング設計、広告運用の最適化手法、イベント集客施策等）。
- ・ モニタリングと品質管理
業務期間中における KPI の進捗確認・測定方法、及び進捗遅延時の早期リカバリー体制。

8 成果物の権利帰属

- ・ 本業務により制作・納品された全ての成果物の所有権および著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、納品をもって秋田県公営企業に帰属するものとする。
- ・ 受託者は著作者人格権を行使しないものとし、県公営企業がこれらの成果物を次年度以降も自由に二次利用できることに同意するものとする。

9 その他

- ・ 受託者は、本委託業務の遂行上知り得た未公表情報、個人情報その他秘密情報を、県の許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。
- ・ 本業務の実施に当たって、関係法令等を遵守すること。特に、インターネット広告に関する各種ガイドラインや関連法規（景品表示法、薬機法等）に抵触しないよう細心の注意を払うこと。
- ・ 公序良俗に反する内容や、特定の個人・団体を誹謗中傷するような内容を含まないこと。
- ・ 提供された県保有素材以外の第三者の著作物等を使用する場合は、著作権法上適切に処理（権利者からの許諾取得等）を行うこと。これに係る費用は委託料に含まれるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者双方協議の上、決定するものとする。